

## 令和8年度結城市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、特殊詐欺による被害の防止を図ることを目的として、特殊詐欺対策電話機等を購入した者に対し、その経費の一部を予算の範囲内において補助するものとし、令和8年度結城市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて、対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込み等の方法により、面識のない不特定多数の者から現金等をだまし取る詐欺をいう。
- (2) 特殊詐欺対策電話機等 特殊詐欺の被害を防止するために、次に掲げる機能のいずれかを有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる装置をいう。
  - ア 自動で着信の相手方に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能
  - イ 警察、地方公共団体等が提供する迷惑電話番号情報を自動で登録し、その登録された電話番号からの着信を自動で拒否する機能

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 令和8年4月1日以降に特殊詐欺電話機等を購入している者
- (3) 市税等（市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）に滞納がない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、特殊詐欺対策電話機等の購入金額（特典ポイント、クーポン等による値引きを受けた場合は、当該値引額を除く。）の2分の1に相当する額とする。ただし、5千円を限度とする。

- 2 前項の場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助の対象とする特殊詐欺対策電話機等は、1世帯につき1台とする。
- 4 特典ポイント、クーポン等を利用して購入している場合、それらを除く購入金額を補助対象額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月31日までに、令和8年度結城市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 特殊詐欺対策電話機等の購入日及び購入金額が確認できる書類の写し
- (2) 特殊詐欺対策電話機等の仕様が確認できる書類の写し

(3) 市税等納付状況確認に関する同意書（様式第2号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度結城市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定をしたときは、交付決定の通知後、速やかに申請者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

(1) この要項の規定に違反したとき。

(2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（庶務）

第9条 この要項に定める手続等については、市民生活部防災安全課において処理する。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。